

令和3年第9回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和3年8月24日(火) 午後2時  
ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 第2次たつの市教育振興基本計画(素案)について
- (2) たつの市北学校給食センター整備事業に係る基本設計について
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

- 報告第17号 たつの市教育委員会事務局職員の分限処分について
- 議案第30号 たつの市教育委員会事務事業点検及び評価(令和2年度事業分)について
- 議案第31号 令和4年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書採択について
- 議案第32号 令和3年度たつの市一般会計補正予算の意見の申出について
- 議案第33号 工事請負契約の意見の申出について
- 議案第34号 財産取得の意見の申出について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和3年9月28日(火) 午後2時～
- 〃 開催場所 (新館3階 301、302会議室)
- 次々回教育委員会開催予定日 令和3年10月 日( ) 午後 時 分～
- 〃 開催場所 ( )

7 閉会宣言

令和3年第9回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和3年8月24日（火） 午後2時  
ところ 市役所新館3階 301、302会議室

- 教育長 　　ただ今から、令和3年第9回たつの市教育委員会定例会を開会します。  
それでは、まず始めに会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしく  
お願いします。
- 次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。
- 教育長諸報告のうち、(1)第2次たつの市教育振興基本計画（素案）について、(4)不登  
校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号（会議の公開が不適  
当とする事件）の規定により、また、報告第17号「たつの市教育委員会事務局職員の分限処  
分について」は、同規則第9条第1項第1号（教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の  
任免その他の身分取扱いに関する事件）の規定により、また、議案第32号「令和3年度たつ  
の市一般会計補正予算の意見の申出について」、議案第33号「工事請負契約の意見の申出につ  
いて」、議案第34号「財産取得の意見の申出について」は、同規則第9条第1項第4号（教育  
予算その他議会の議決を経るべき議案についての申出に関する事件）の規定により、非公開に  
することが適切であると思われま。
- 賛成の方は挙手願います。
- < 挙 手 >
- 賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。  
先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。
- 教育長 　　それでは、3 教育長諸報告に入ります。
- （2）たつの市北学校給食センター整備事業に係る基本設計について、事務局報告願います。
- < 事務局 資料に基づき報告 >
- 以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 委員 　　配送車が西側の道路（市道新宮中学校線）を通ることはあるのですか。西側の道路は狭いと  
思いますが、通行に支障はないのですか。
- 事務局 　　西側の道路は通ります。通行に支障はないものと考えています。
- 委員 　　西側の道路を通り、配送する学校は、どこを想定していますか。
- 事務局 　　西栗栖小学校と東栗栖小学校です。
- 委員 　　見学コーナーが設置されますが、市内の小中学校による見学は予定されていますか。
- 事務局 　　見学を実施します。中央学校給食センターの時は、市内の小中学校に見学ができることを周  
知しましたので、北学校給食センターにおいても同様に進めていく予定です。
- 委員 　　見学コーナーは何人くらい入るのですか。
- 事務局 　　収容人員は40名です。
- 委員 　　播磨高原東小学校と播磨高原東中学校が中央学校給食センターからの配送となっています  
が、北学校給食センターからの配送とはならないのですか。
- 教育長 　　配送にかかる時間は同じと考えています。また、配送車は播磨高原事務組合で調達しており、  
中央学校給食センターの配送口の大きさに合わせた車両となっています。
- 委員 　　将来的に児童数、生徒数が変わってくると考えられますが、配送先の学校の組み換えは考え  
ていますか。
- 教育長 　　組み換えは可能と考えています。

令和5年度からの北学校給食センターの供用開始に伴い、自校方式で給食を提供していた学校においては、給食室を配膳室に改修する必要があります。

- |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | 中央学校給食センターと北学校給食センターは同じ献立となりますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長 | 食材の調達状況により同じ日に同じ献立を提供することが難しい場合が考えられます。時期をずらしての献立などを考えていきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 教育長 | 給食調理等準備期間の給食は、どこかへ配送するのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | 配送はしません。500食程度を作り、廃棄します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 委員  | HACCP（ハサップ）を取得するのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局 | はい。取得に向け、準備を進めています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 教育長 | 他にご発言がないようですので、次に（3）新型コロナウイルス感染症への対応状況について、事務局報告願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局 | <p>8月20日から緊急事態宣言を受け、変更があった箇所を説明します。教育活動については、校外からの大人数が見込まれる授業参観などは延期又は中止とします。運動会については、龍野西中学校以外の中学校は、9月11日に予定していましたが、延期とし、9月中の平日に実施する予定です。県外の体験活動や校外学習については、原則、行いません。修学旅行についても緊急事態宣言期間中に予定していたものについては延期としています。</p> <p>なお、自然学校については、4泊5日を計画していましたが、泊りを伴うものを2泊3日、日帰りを2日の計5日間で実施することとしています。</p> <p>部活動については、平日は4日間で2時間以内、土日は、いずれかの日で3時間以内の時間厳守で実施しています。揖龍地区以外の活動は行わないとしていましたが、県の方針を受け、校内又は通常練習している場所に限定しています。</p> <p>学校施設の一般開放については、20時まで短縮しています。こども園や幼稚園などは、これに加えて、外部講師による研修などは延期又は中止としています。散歩を含め、園外活動は行わないという指示をしています。以上です。</p> |
| 事務局 | <p>社会教育施設の開館時間については、これまでと同じ20時までとしています。収容人数については、これまで声を出さなければ100%まで可能としていましたが、今回は、声を出さない事業についても収容人数を1/2以内に変更しています。</p> <p>また、龍野保健所管内においては、これまでで一番厳しい状況となっており、これを踏まえ、市主催のイベントは原則、中止としています。公民館や歴史文化会館の各種講座も中止としています。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委員  | <p>陽性者の年齢構成が変わってきていると思いますが、市内の学校園の状況を教えてください。</p> <p>ワクチンの接種について、12歳から15歳までは8月30日予約開始、9月8日以降に医療機関での接種が開始されますが、新宮地域と御津地域には医療機関が少ないので、子どもたちも集団接種ができるよう検討していただけないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | <p>学校園の感染状況については、学校園を通じて、その都度、検査状況の情報が入っています。現に陽性となった子どもが散見されている状況です。これから新学期を迎えますが、学校園へ持ち込まないように症状が出れば、休んでいただくなどの対応を取っていく予定です。</p> <p>ワクチン接種について、医師会からは、子どもの場合、十分な問診が必要であるため、集団接種は相応しくないと伺っています。他市町の状況は分かりませんが、太子町では集団接種ではなく医療機関で接種を行っています。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 委員  | 抗原検査キットを配布すると聞きましたが、どのような状況ですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局 | 抗原検査キットについては、県の方針として、まず、高等学校の保健室に配布すると聞いています。小中学校については、今後、配布される予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

委員 保護者から陽性が出た場合の対応を教えてください。

事務局 まずは、子どもが濃厚接触者に該当するかどうかの判断を保健所が行います。それを受け、濃厚接触者であれば医療機関で診察を行っていただきます。

教育長 家族の一人が陽性となれば、学校への登校はできません。登校している場合でも、家族に迎えに来ていただきます。親が濃厚接触者であれば、陰性の判断が出るまで登校はできません。また、家族の方で熱があり、検査を受ける場合でも、登校はできません。

委員 家族の中で濃厚接触者がいる場合、中間試験などが受けられない時の対応はどのようになるのですか。

教育長 ケースバイケースです。基本的には病気で休んでいる時と同じ対応になります。しかし、高校受験は別の対応になるかと思います。

教育長 他にご発言がないようですので、これで教育長諸報告を終わります。続きまして、4 議事に入ります。議案第30号「たつの市教育委員会事務事業点検及び評価（令和2年度事業分）について」、事務局説明願います。  
＜ 事務局 資料に基づき説明 ＞  
以上のことにつきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 57番の中垣内教育キャンプ場についてお伺いします。事業費を見ると使用料がないので無料と思い、ネットで調べてみたら、キャンプ場のサイトで料金欄が非表示となっています。また、ユーザーが中垣内教育キャンプ場を訪れ、使用料について教育委員会に問い合わせたところ、「たつの市に子どもがいる家庭のみ使え、原則、無料です。」との回答があったことを説明されていました。この内容を踏まえ、キャンプ場の料金体系等を公式に市のホームページなどで明記する必要があると思います。

事務局 中垣内教育キャンプ場は、青少年の健全育成を目的に子どもがいる家庭などを対象に無料で貸しています。委員のご指摘のとおり、情報を整理し、市ホームページに分かりやすく表示します。

教育長 他にご発言がないようですので、採決に入ります。議案第30号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
＜ 異議なしの声 ＞  
ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり承認いたしました。

教育長 次に、議案第31号「令和4年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の新採択について」、事務局説明願います。  
＜ 事務局 資料に基づき説明 ＞  
以上のことにつきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 検定教科書も配布することになるのですか。

事務局 今回採択した教科書を利用する児童生徒については、検定教科書を配布しません。なお、拡大本を使用している児童がいますが、私費で検定教科書を購入されています。

教育長 他にご発言がないようですので、採決に入ります。議案第31号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
＜ 異議なしの声 ＞  
ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり承認いたしました。以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。  
＜ 非公開案件の審議 ＞

教育長

続きまして、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。ないようでしたら、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で第9回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後4時10分終了

出席者

教育長

委員

委員

委員

委員

教育管理部長

教育事業部長

教育総務課長

教育環境整備課長

学校教育課長

幼児教育課長

すこやか給食課長

社会教育課長

歴史文化財課長

人権教育推進課長

スポーツ振興課長

社会教育課主幹

横山 一郎

松尾 壯典

菅野 夏子

七條 祐正

喜多 敦子

富井 俊則

山根 洋二

三木 康弘

正田 晴彦

田淵 明久

吉田 政弘

杉本 典彦

神尾 俊輝

新宮 義哲

津島 威彦

倉元 竜也

喜多村 玲